



謹んで新春を お慶び申し上げます



2018 年

目 次

年頭のご挨拶 丹澤忠義会長	2
同 警察庁 櫻澤交通企画課長	3
同 国土交通省 金指旅客課長	4
業界健全化活動「通報制度トライアルⅡ」8道県支部で実施	5
政府、明治150年関連施策を展開	6
第3期優良運転代行業者評価制度がスタート	6
支部活動報告	7

会長挨拶

公益社団法人全国運転代行協会 会長 丹澤 忠義



節目の平成30年の新春を迎え、謹んで年頭の挨拶を申し上げます。

思い起こせば、平成5年に任意団体として全国運転代行事業協会を設立、さらにこの団体への求心力を高めるために、平成8年に社団法人として設立認可を取得、その後国が進める公益法人改革に対応するため、平成24年4月1日をもって公益社団法人として新たなスタートを切ることとなりました。

以来25年間、当協会は一貫して飲酒運転根絶の受け皿としての社会的使命を全うするに値する、運転代行業界の適正・健全化に努めてまいりました。そのため、業界の適正・健全化を促進するための討論・講習会の開催、飲酒運転根絶を地域社会に浸透させるための街頭活動、さらに平成25年から運転代行業界のレベルアップを意図して業界団体として優良運転代行業者評価認定委員会を立ち上げ、優良運転代行業者評価制度を発足いたしました。第3期にあたる今回は、諸般の事情から本年4月1日スタートとなりました。

一方、国土交通省では、平成28年3月、「自動車運転代行業における適正な業務運営に向けた『利用者保護』に関する諸課題への対策」を発出されました。そのひとつに「業界団体から国土交通省への法令違反業者等に関する通報制度の確立」を支援するとの項目を挙げられています。

当協会では、昨年1月から3月にかけて「通報制度トライアル」として3県支部で実施、本年は業界健全化の一環として引き続き業界健全化推進活動「トライアルⅡ」として8道県支部で行うことにいたしました。業界健全化促進の決め手になることを信じ、やがて全都道府県において実施されることを切望する次第です。

運転代行業は誕生当時から、スキマ産業として軽んじられた時代が続きました。飲酒運転根絶の社会的使命を担う業として、同時に事業として成立する業種であることを共通認識として、業界が一体となって様々な課題の克服に取り組むべきと考えます。次に取り組むべきは料金問題であり、加えて不適格業者を業界から確実に排除するための業法の見直し等、課題は山積しております。引き続き公益社団法人として、課題克服に全力を投入してまいり所存であります。

末筆ながら、事業の御発展と御健勝を祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

警察庁交通局

交通企画課長 櫻澤 健一



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人全国運転代行協会の会員の皆様には、日頃より交通警察行政の各般にわたり、御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴協会におかれましては、飲酒運転根絶の受け皿として、自動車運転代行サービスの向上と普及促進を図るとともに、自動車運転代行業の健全な発展に寄与されてきたところであり、会員の皆様の御努力に深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、昨年交通事故による死者数は、暫定値ではありますが、3,694人で、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最小となりました。

しかしながら、半数近くの都道府県では死者数が増加しているほか、飲酒運転等の悪質・危険な運転による悲惨な重大交通事故も後を絶たない状況にあります。

こうした情勢を踏まえ、警察といたしましては、政府目標である「世界一安全な道路交通の実現」に向け、各種取組を強化していくこととしております。

現下の厳しい交通事故情勢の中で交通死亡事故等抑止の効果を上げるためには、警察と関係機関・団体が連携を一層強化し、官民一体となって取り組んでいくことが不可欠と考えております。

貴協会におかれましては、飲酒運転防止に寄与する自動車運転代行サービスに関し、より一層業務の適正化及び利用者の利便性・安心感の向上を図るための施策を積極的に推進していただき、自動車運転代行業の健全な発展を通じて、安全で快適な交通社会の実現に貢献されますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝・御多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

国土交通省自動車局

旅客課長 金指 和彦



新年あけましておめでとうございます。

平成30年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

日々、安全、安心で利用者の意向に沿った運転代行サービスの提供に弛まぬ御努力をされておられる皆様に、心より敬意を表する次第でございます。

飲酒運転による悲惨な事故を根絶するため、運転代行業の果たす役割は大変重要であり、その適正化が求められています。

このため、国土交通省は、貴協会との意見交換を踏まえまして、平成28年に「自動車運転代行業における適正な業務運営の確保に向けた利用者保護に関する諸課題への対応方針」をとりまとめ、利用者保護対策を順次行って参りました。

昨年は業界団体の自主的な取組として、法令違反事業者等の通報制度の実証実験が三県で行われ、さらに本年は八道県に拡大して行われることとなっており、関係機関とともに法令違反撲滅に努めて参ります。

また、地方分権に係る提案募集において提案されました自動車運転代行業の最低利用料金を都道府県条例で規定すること等につきましても、その実施のための明確化を図って参ります。

さらに貴協会等において行われてきました優良事業者評価制度については、全面的な見直しを行いつつ、第3期の準備が進められております。

このように本年も、引き続き貴協会と協力しつつ、都道府県や警察などの関係省庁とも十分連携を取りながら、業界の適正化及び利用者の利便の向上に取り組んで参ります。

運転代行業界が、健全な発展と社会的地位の向上を獲得し、真に国民に信頼されるサービスとなるためには、指導的役割をもつ貴協会が、その使命を再認識していただくとともに、更なる組織の強化と活性化に努めていただくことが重要です。

最後になりましたが、自動車運転代行業に携わる貴協会及び会員の皆様にとって、益々のご発展の年となるよう祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

第3期優良運転代行業者評価制度がスタートします

第3期優良認定期間 2018年4月1日～2020年3月31日

利用者の皆様方に、真に信頼いただける運転代行業界の実現を目指して、本年4月より第3期優良運転代行業者評価制度がスタートします。

以下の要領で認定受付を開始いたします。今回は認定要件に、法令順守項目、申告納税義務履行以外に、警察庁・国土交通省のご指導により、安全制への取組み、利用者に対する配慮をはじめ社会保険等の適正加入などが加わりました。

なにとぞ、この制度の意義をご理解いただき、運転代行業界の適正・健全化のために1社でも多くの事業者各位がこの制度に申請されるよう、お願い申し上げます。

今後の日程

- 申請用紙一式の交付 これまでの優良認定業者の方々には、当委員会から申請用紙一式を1月中に発送致します。新規に申請用紙を必要とされる方は、(公社)全国運転代行協会ホームページから、申請用紙一式をダウンロードしてください(1月下旬までに掲載予定)。郵送を希望される方は優良運転代行業者評価認定委員会宛にFAX(03-3668-2789)でご請求ください。

受付期間 平成30年2月1日～2月28日

申請の手引きを参考に、認定に必要な書類一式を揃えて郵送で申請してください。書類に不備があると審査できませんので、提出前にご確認ください。

- 申請手数料 第3期における申請手数料は一律8,000円といたします。
※申請手数料入金確認後、審査に入ります。
- 認定の結果 3月内をめどに、優良認定業者には優良認定証書と優良認定ステッカー(随伴車台数分、1枚につき500円を代引きで)を交付します。
- 制度の告知 優良認定業者名は、都道府県運転代行関係部署、都道府県警察本部運転代行担当部署、全国飲食店生活衛生同業協同組合連合会を通じて全国の飲食店に告知するほか、あらゆる機会をとらえて、この制度のPRに努めます。

本制度は、かつて警察庁・国土交通省が発出した「運転代行業の更なる健全化対策」の内容を業界団体として真摯に受け止め、取り組むべき健全化対策のひとつとして創設いたしました。

利用者の皆様が真に信頼される運転代行業者を、選択される際の確かな目安となるよう警察庁・国土交通省のご指導を仰ぎながら、今後ともこの制度の充実に努めます。

問合せ先 **優良運転代行業者評価認定委員会**

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町9-9

TEL. 03 (3668) 2788 FAX. 03 (3668) 2789

支部活動報告

全国各支部で地域社会と連携して実施した諸活動を紹介します

協会北海道支部 恒例の「おんこ祭」で飲酒運転根絶と運転代行の利用促進活動を実施

7月2日(日) 午前10時から恵庭市戸磯にあるサッポロビール北海道工場で、第28回おんこ祭が開催され当協会北海道支部は、飲酒運転根絶及び運転代行の利用促進活動に参加しました。



協会滋賀県支部 滋賀県庁、草津署・守山署との三者「街頭パトロール」を始動

7月11日(火) 協会滋賀県支部は、草津署・守山署両管内の数力所で、停車中の随伴用自動車のドライバーにチラシを配布しながら、利用者保護対策の諸課題普及の取り組みを始動しました。



協会北海道支部 ドリームビーチ飲酒運転根絶総決起大会に参加

晴天に恵まれた7月13日(木) 午後1時よりドリームビーチ事業協同組合前広場で『ドリームビーチ飲酒運転根絶総決起大会』が開催され、当協会北海道支部が参加しました。



協会茨城県支部 泳げる霞ヶ浦市民フェスティバルに参加

7月17日(月) 土浦市霞ヶ浦総合公園(水郷公園)にて開催された「泳げる霞ヶ浦市民フェスティバル」に、協会茨城県支部は茨城県運転代行協会と協同で参加しました。



協会茨城県支部 夏の交通事故防止県民運動決起集会に参加

7月19日(水) 茨城・土浦イオンにおいて、夏の交通事故防止県民運動キャンペーンの決起集会に、協会茨城県支部が参加しました。



協会茨城県支部 茨城ブロック大会で「飲んだら必ず運転代行を！」の呼びかけ

7月30日(日) 境リバーサイドパークにおいて、日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会主催の茨城ブロック大会に、協会茨城県支部が茨城県運転代行協会とともに参加しました。



協会茨城県支部 今年は土浦キララまつりでパレードに参加

8月5日(土) キララまつり「安心・安全まちづくりパレード」に、協会茨城県支部と茨城県運転代行協会が参加しました。



協会北海道支部「麒麟北海道ビアフェスティバル in 千歳」に参加

8月20日(日)千歳市上長都麒麟ビール北海道千歳工場において、麒麟北海道ビアフェスティバル in 千歳が開催され、当協会北海道支部は本年も引き続き参加しました。



協会山梨支部「第一回山梨運転代行祭り」を全国に先駆け主催開催

9月9日(土)甲府中央卸売市場内において、昨年度全国飲酒運転ワースト2位にランキングされた山梨県の現状に奮起した協会山梨県支部は、全国で初めて運転代行業者が主催する「第一回山梨運転代行祭り」を地元行政及び企業等の後援及び協賛で実現。



福島県主催街頭指導に県警・協会福島県支部が参加
9月5日(火)福島市内において、利用者から「料金」が不明確などの苦情を多数寄せられた福島県は、初めての運転代行業者の実態調査と併せて街頭指導を計画し、福島県警察本部及び協会福島県支部が協力し実施しました。

運転代行業に街頭指導

福島 ルール順守、県が初実施

県は5日、福島市で自動車運転代行業者に対する街頭指導を行い、駐車場まで客を乗せるなどタクシー類の禁止の徹底などを呼び掛けた。県による指導実施は初めて。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律が一年に改正され、国から各都道府県に事務の権限が委譲されたことから、県警、全国運転代行協会県支部と協力して実施した。このうち同市のパセオ通りで行った指導では、代行運転ドライバーの免許証を確認した後、随伴車の表示金を利用者に通知しているかなどを確認した。同街頭指導に参加した、同



表示事項を確認など街頭指導する県職員や警察官ら

協会県支部の宗形三彩史支部長は「ルールを守った中での適正競争が望ましい。運転代行業の健全化に向けた第一歩」と話した。

協会茨城県支部 秋の全国交通安全運動実施

9月21日(木)協会茨城県支部は、土浦市役所主催「うらら大屋根広場」で行われた街頭キャンペーンに参加しました。



山梨県支部 平成29年度秋の全国交通安全運動

9月21日(木)山梨市駅前で山梨市及び笛吹警察署と共に協会山梨県支部は、秋の全国交通安全運動の出発式と街頭活動を行いました。



9月20日(水)守山署敷地内で、協会滋賀県支部は「秋の交通安全週間の出陣式」に参加しました。



協会長崎県支部 第5回運転代行キャラバン隊出発
9月25日(月)協会長崎県支部は、長崎県大村署駐車場内で運転代行業者による交通安全及び飲酒運転撲滅を呼びかける運転代行キャラバン隊出発式を挙行。終了後パトカーに先導された運転代行キャラバン隊は元気に出発しました。



協会栃木県支部 秋の交通安全県民総ぐるみ運動に参加

9月26日(火)27日(水)の2日間、協会栃木県支部は、栃木県自動車運転代行サービス業協同組合と連携し「平成29年秋の交通安全県民総ぐるみ運動」を行いました。



協会北海道支部 池田町ワイン祭りで飲酒運転根絶キャンペーン

10月1日(日)第44回十勝池田町ワイン祭が晴天の下開催され、当協会北海道支部は、帯広地区会員の協力を得て「飲酒運転根絶」「運転代行利用促進」活動を展開しました。



協会栃木県支部「ハローウィン カクテルナイト2017」に参加し飲酒運転根絶活動を実施

10月15日(日)協会栃木県支部は、栃木県自動車運転代行サービス業協同組合と連携「ハローウィン カクテルナイト2017」に参加し、会場となった市内オリオンスクエア及び近隣道路の商店街が立ち並ぶ「オリオン通り」において「飲酒運転根絶」の街頭活動を実施しました。



協会栃木県支部が「宇都宮餃子祭り2017」に参加し飲酒運転根絶運動を実施

11月4日(土)5日(日)の2日間、協会栃木県支部は、宇都宮・鹿沼・真岡地区の協会加盟業者で「栃木県自動車運転代行サービス業協同組合」と連携、餃子の街宇都宮最大のイベントである「宇都宮餃子祭り2017」に参加。



協会茨城県支部「フェスティバル神立」で飲酒運転根絶キャンペーン

11月26日(日)土浦市神立に地域のお店が大集合し、色々な催しものが晴天の中盛大に行われました。



協会福島県支部が郡山市街頭指導・パトロールを実施

12月15日(金)午後8時から福島県郡山市内において、郡山警察署と合同で当地では初めてとなる運転代行業者に対する街頭指導・パトロールを実施いたしました。国土交通省より示された利用者保護対策の一環です。JR郡山駅前周辺に待機していた運転代行車を対象に、法定常備携帯書類の有無、料金表、随伴車両表示を法で定められた通り表示しているか、行灯表示の大きさの確認などを行いました。



協会茨城県支部が通報制度トライアルⅡを実施

12月26日(火)茨城県土浦市桜町にて、茨城県庁・茨城県警察本部・土浦警察署・健全化推進員による街頭指導パトロールが行われました。来年1月からの通報制度の実施において、関係各所との調整の結果この年末の時期に行うのが有効であるとして、茨城県企画部交通政策課から3名、茨城県警察本部交通総務課から2名、土浦警察署交通課から3名、運転代行業健全化推進員5名が参加し、約1時間にわたり桜町を中心に行いました。茨城県庁、茨城県警察、運転代行業健全化推進員が合同でパトロールするという試みは県内初です。各記事とも、詳細記事が当協会ホームページで公開されておりますので、是非ご覧下さい。

交通安全講習会

御殿場運転代行連絡会発足式に協会会長を招へい

7月18日(火)御殿場市名鉄菜館において行われた「御殿場運転代行連絡会発足式」に当協会丹澤会長が招へいされました。協会会長からは①代行業の歴史②業法施行の意義③順法精神の乱れとともに健全化への問題点として、①地域での適正料金の検討②新規認定台数規制③営業ナンバー④損害賠償措置の義務付けの徹底⑤労働基準法に基づく雇用⑥税務

申告と納税⑦立入検査の実施⑧官民一体の通報制度により業界の健全化に当協会が取り組んでいる事など最新の情報及び状況の報告、協会霜鳥雅一理事からは神奈川県料金を例に、適正な代行料金の考え方と利用者保護対策にある料金メーターの義務化についての現状と方向性が報告されました。



協会滋賀県支部 運転代行安全運転講習会を開催

11月5日(日)協会滋賀県支部は、運転代行業の更なる適正化を進めるため、滋賀県立男女共同参画センターにおいて「運転代行安全運転講習会」を開催。冒頭、西村支部長から開催の趣旨説明として、国土交通省の「利用者保護対策」に関し、昨年随伴用自動車の損害賠償措置、表示や料金制度のガイドライン及び立入検査の強化等、同省から新たな重要施策が発出されたことを話されました。

主催者側の協会丹澤会長からは「代行業界の現状と問題点についての是正策」と題し「①法令違反、低利用料金、労基最低賃金法、税金、損害賠償措置、白タク行為、AB間輸送」等の実態について報告されました。次に利用者保護対策の重点項目として、本年10月国土交通省が新たに「運転代行に最低料金を条例で定める基準を来年度中に策定する」と示した事を発表されました。これらの早急な是正策としては「原価計算に基づく代行料金の統一化」「営業ナンバー化」につきることから、今後も活動を続けると締めくくられました。

講演の後、協会霜鳥理事・辻理事が司会進行、出席事業者に「①現状と問題点について」アンケート「②通報制度トライアルⅡ参加県としての説明」「③原価計算を踏まえて最低料金を決めること」等についてディスカッションを行いました。



各記事とも、詳細記事が当協会ホームページで公開されておりますので、是非ご覧下さい。